

G20 農業大臣会合

成果文書及び議長サマリー（仮訳）

2025 年 9 月 18 日 南アフリカ 西ケープ州 ケープタウン

1. 我々 G20 農業大臣は、2024 年には、世界のおよそ 673 百万人が飢餓に直面し、26 億人が健康的な食事を得られない状況にあったとの懸念に留意しつつ、食料不安と栄養不良に関する世界的な課題に対応する上で、農業・漁業・養殖業セクターが果たす重要な役割を認識・再確認するため、2025 年 9 月 18 日に、南アフリカ農務省議長の下、南アフリカの西ケープ州ケープタウンに会した。
2. 我々は、世界の食料安全保障と栄養強化に向けた対応策を進め、国家の食料安全保障の文脈において十分な食料への権利を漸進的に実現するために、資金へのアクセス、能力構築及び自発的かつ相互に合意された条件の下での技術移転を増加することの重要性を認識する。
3. 世界の農業・食料システムが直面する主要課題に対処するにあたり、我々農業大臣は、以下の分野（1）包摂的な市場参加のための政策・投資の促進、（2）農業・食料システムにおける若者と女性のエンパワーメント、（3）農業及び農産物加工におけるイノベーションと技術の促進、（4）持続可能な農業生産のための気候レジリエンスの構築、について議論した。
4. 我々は、食料・農産品、エネルギー及び農業資材の過剰な価格高騰や、国内外で継続しているグローバルサプライチェーンの混乱に対し、引き続き懸念している。国際貿易や地域貿易、そして地元での取引によって支えられている、持続可能で強じんかつ多様なサプライチェーンは、食料不安や栄養不良を緩和しつつ、食料価格を安定させるために必要である。
5. 貧困や飢餓、構造的な経済ショック、グローバルサプライチェーンの混乱、紛争及び気候事象の頻度と強度の増加などの課題を考慮して、我々は世界の食料安全保障と栄養のニーズに対処することの重要性を強調する。
6. この観点から、我々はまた、「食料安全保障及び栄養に関するデカンハイレベル原則」の承認と「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の設立を想起する。南アフリカ議長国のテーマである「連帯・平等・持続可能性」の下、我々は、現在と未来の世代の利益のために、適切に、農業・食料システムの変革に向け協働することを約束する。
7. 我々は、食料不安と栄養不良の対処を目的とした協調された対応を強化するために、南アフリカの G20 議長下で設立された、食料安全保障タスクフォース（FSTF）の重要な取組を認識する。
8. 各国の固有の事情、国家の優先事項及び能力を考慮しつつ、我々は、食料と農業のための遺伝資源を含む、生物多様性、土地及び生態系を保護、回復、保全し、持続可能な方法で管理することの喫緊の必要性を認識する。我々は、必要に応じて、土地・漁業・森林に関する保有権を確保しつつ、土壌の健全性、統合的な水管理及び天然資源の持続可能な利用を促進する。

パート 1

9. 我々は、気候変動、生物多様性の損失、ジェンダー平等、森林減少、砂漠化、干ばつ及び異常気象等の分野において、メンバー間で多様な立場があることを認識する。

10. 大多数のメンバーは、「パリ協定」、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、「国連砂漠化対処条約」、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、及びアフリカ連合の「アジェンダ 2063」、「包括的アフリカ農業開発プログラム（CAADP）」、「食料システムに関するアフリカ共通の立場」などの地域的・世界的な行動計画やイニシアティブの重要性を強調した。これに基づき、我々は継続的な意見交換や優良事例の共有を支持するとともに、各国の柔軟性を尊重しつつ、共通の原則を維持した、文脈に応じたアプローチを奨励する。
11. さらに我々は、先住民やローカルコミュニティ、若者、小規模農業者、零細生産者に関する課題が、多くのメンバー国にとって非常に重要であることに留意する。そのため我々は、協調的な方法でこれらに対処するために、各国の多様な懸念を認識するとともに、各国の事情や優先事項を踏まえた政策や行動の重要性を強調する。
12. 大多数のメンバーは、世界貿易機関（WTO）を中核とする、透明性があり、公正で、予見可能な、開かれ、無差別で、包摂的、持続可能、かつ公平で、ルールに基づく多国間貿易システムが、特に世界の食料安全保障が不確実で危機的な時に、機能的なグローバル市場を促進するために不可欠であることを強調した。 カメルーンで開催予定の第 14 回 WTO 閣僚会議は、貿易ルールが世界の食料安全保障と栄養にどのように貢献できるかについて、建設的に関与する機会を提供する。
13. G20 メンバーの大多数は、議長国である南アフリカが提案した文書に同意した一方で、一部のメンバーはパート 3 の優先事項 4（パラ 34-46）について合意できなかった。

パート 2

優先事項 1：包摂的な市場参加のための政策や投資の促進

14. 我々は、国内生産とともに、農業貿易が食料安全保障の向上、食料・農産品・資材価格の変動や食料インフレへの対処、農村地域の開発の促進に重要な貢献をしていることを認識する。すべての農業者が市場に参加することは、食料安全保障と栄養の改善、貧困の根絶、生計手段の提供、経済成長の促進、そして誰一人取り残さないことを実現するために不可欠である。
15. 更に我々は、農業市場情報システム（AMIS）が、食品市場の透明性を高め、市場の不確実性に直面する中で世界的な政策協調を促進するために、引き続き主要なツールとなることを認識する。そのため我々は、透明性を高め、世界の食品市場の評価と見通しを改善し、市場の不確実性が高まる中、十分な情報に基づく政策対応を促進するために、AMIS が重要な制度であることを認識する。我々は、本イニシアティブを積極的に支援するとのコミットメントを再確認する。
16. 我々は、すべてのグループがエンパワーされ、資金、機械、インフラ及び市場機会にアクセスできるよう、的を絞った政策や、官民総合からの責任ある投資を実施する。
17. 世界の公的開発銀行（PDBs）は、世界の資金調達額の 10~12%を担っている。しかしながら、農業への正式な資金供給の 3 分の 2 を提供しているにもかかわらず、多くの PDB ポートフォリオにおいては、依然として農業投資が過小評価されている。我々は、商業金融市場へのアクセスを持たない人々の資金へのアクセスを促進する上で、PDB が果たし得る重要な役割を強調する。

18. 我々は、責任ある民間投資が、インフラ、物流の改善、働きがいのある人間らしい仕事の創出、イノベーションへのアクセス、知識の共有を通じて、農村経済を強化する鍵であることを認識する。我々は、市場への参加を促進する際に、官民連携(PPP)の重要性を強調し、その結果、すべての農業者がより良い収入を得られるようになる。政府、金融機関、民間セクターの強みを活用し、このプロセスに社会参加を組み込むことで、すべての農業者、漁業者、養殖業者に対応した革新的な資金調達ソリューションを開発することができる。これらの連携はまた、市場へのアクセスや、地元、地域、グローバルのバリューチェーンへの統合を可能にする環境の構築を促進する。
19. 我々は、世界食料安全保障委員会(CFS)、国連食糧農業機関(FAO)、国連世界食糧計画(WFP)、国際農業開発基金(IFAD)及びその他の政府間プラットフォームが、すべてのステークホルダーとの間で、農業者や漁業者を市場に統合するための政策、PPP 及び優良事例に関する包括的な対話を促進する上で果たす重要な取組を強調する。我々は、この分野における世界的な取り組みを強化するために、優良事例や得られた教訓を共有する取組を奨励する。

優先事項 2：農業・食料システムにおける若者と女性のエンパワーメント

20. 我々は、若者や女性のエンパワーメントを推進することの重要性を認識しつつ、彼らが、農業・食料システムにおけるイノベーション、生産性、世代交代と持続可能性の重要なステークホルダーかつ牽引役であることを認識する。我々は、若者や女性の土地、資金、技術等リソースへのアクセス不足等、参画への障壁をより良く理解し、対処する必要性に留意する。
21. 若者のエンパワーメントを促進し、農業活動に呼びこむために、我々は初等・高等学校を含む、農業教育の開発を重視する。この観点から、我々は、こうした政策に向けた官民双方のリソースが果たす重要な役割に留意する。
22. 我々は、市場、情報及び意思決定プロセスへのアクセス改善の手段として、生産者組織、組合及び地域のネットワークへの、女性の完全かつ平等な参加とリーダーシップの発揮を促進する取組を支援する。我々は、若者や女性のニーズに応える能力構築プログラムの推進を奨励し、関連する農業、漁業、養殖業の技術、慣行及びデジタルサービスへのアクセスを促進する。
23. さらに、我々は、成功したモデルを共有することの重要性を認識し、農業・食料システム全体における若者と女性のエンパワーメント、特に経済的エンパワーメントに正の影響を与えたイニシアティブを自発的に共有し、スケールアップ・スケールアウトすることを奨励する。このような観点から、我々は、農業と食料安全保障における女性の極めて重要な役割を認識する、2026 年の「国際女性農民年(IYWF)」に期待する。

優先事項 3：農業及び農産物加工におけるイノベーションと技術の促進

24. 我々は、持続可能で強じんな農業、養殖業、漁業及び食料システムへの変革のために、農業研究、イノベーション、連携、知識の共有やパートナーシップを強化することの緊急性を認識する。更に我々は、このプロセスへの主要な貢献者として、必要に応じ、農業者、ローカル、伝統的及び先住民の知識の役割を認識する。あらゆる形態のイノベーションに焦点を当てた研究

は、生産性、持続可能性、強じん性を高め、健康的な食事の手頃感とアクセスを改善しながら食品ロス・廃棄物を削減するために不可欠である。

25. 農業研究開発（R&D）への投資と農業技術の商業化の支援は、イノベーションの推進、持続可能な成長の促進、農業・食料セクターにおける環境及びその他の課題への対処に不可欠である。農業のデジタル化への移行を円滑化し、変革アプローチを促進し、農村コミュニティ、小規模農業者及び家族農業者、零細漁業者、若者や女性を含む脆弱なグループの参加を確実にするためには、的を絞った政策とアプローチが必要である。
26. 新たな科学的知見や新興技術や手法を農業に取り入れるために、我々は、すべての農業者とエンドユーザーが農業イノベーションに有意義に参加できる、科学的根拠に基づき、地域主導で状況に応じて調整された解決策の重要性を強調する。
27. 研究開発（R&D）を強化することにより、我々は、新たな技術や手法の開発、既存の技術の向上、農業セクターのニーズに即した、持続可能で、科学的根拠に基づく、手頃な解決策の創出が可能になる。これは、アクセスの改善、小規模農業者や漁業者の機械化・近代化の促進を助ける。我々は、既存の知識に挑戦し、新たな洞察を生み出す過程において、最高水準の倫理と誠実性を遵守しつつ、農業・食料システムを支えるために、自由で独立した科学の重要性を強調する。
28. さらに、知的財産(IP)システムの保護・執行は、より強じんして持続可能な農業・食料システムに向け、イノベーションを奨励、拡大し、それらを幅広く普及し、長期的に実行できるようにする上で、重要な役割を果たす。イノベーションの恩恵をより広く行き渡らせるために、我々はまた、知的財産権を尊重しつつ、技術を自発的かつ相互に合意された条件で普及させる必要性を認識する。
29. 世界人口の増加と、食料システムの強じん性及び持続可能性の向上の必要性が高まるにつれ、我々は新たな知識の創出と、持続可能な資材の生産、精密農業やスマート農業、持続可能な集約化、先進的な育種技術、バイオテクノロジー、アグロエコロジーや、再生型農業、デジタルツール、責任ある AI 活用システムなど、その他の革新的なアプローチの採用を推奨する。
30. 我々は、必要に応じて G20 メンバー間の協力を促進し、農業技術の開発と相互に合意された条件の下での自発的な移転を支援することにコミットする。肥料を含む農業資材の持続可能な生産と効率的な使用への移行を推進するためには、国際的な協力が不可欠である。農業・食料システムのイノベーションや、相互に合意された条件での自発的な技術移転を推進する上での、PPP の重要性を認識する。そのため我々は、農業 R&D への的を絞った、そして必要に応じて責任ある投資の拡大を奨励するとともに、イノベーションを促進し、女性のデジタルアクセスの向上を含む、技術格差を埋める政策の強化を推進し、G20 メンバーが模範を示すことが求められる。
31. 我々は、すべてのステークホルダーによるイノベーションと導入の効果的なリンケージを提供する仕組み、特に農村地域の普及サービスなどの活用を強調する。さらに、農民参加型の研究、リビングラボ、技術の試験導入を奨励することで、新たなイノベーションや技術を地域の文脈に適應させ、エンドユーザーのニーズに応えることが可能になる。我々は、「G20 バイオエコノミー・イニシアティブ (GIB)」と「G20 バイオエコノミーに関するハイレベル原則」の取

り組みを歓迎する。

32. 我々は更に、途上国を含むすべての農業者、漁業者、養殖業者が、持続可能な方法でデジタルと技術的ツールを最大限に活用できるよう、能力構築と技術支援の必要性を強調する。これには、デジタル信頼の構築、金融包摂の拡大、モバイルバンキング、決済プラットフォーム、デジタル化されたサービスなどの革新的なソリューションを通じたトレーニングの提供による、特に中小零細企業（MSMEs）のための手頃で包摂的なデジタル金融サービスへのアクセス強化が含まれる。
33. 我々は、持続可能で強じんな農業セクターにとって、動植物の健全性が重要であることを認識する。我々は、食料サプライチェーンのグローバル化により容易に拡大しうる病害虫の大発生が、世界の食料安全保障への脅威となっていることを認識する。我々は、バイオセキュリティ・プロトコルや、薬剤耐性への対応、及び病害虫発生の予防と制御に向けた多国間の取組と国際協力の強化を支持する。

パート 3

優先事項 4：持続可能な農業生産のための気候レジリエンスの構築

34. 我々は、農業・食料システムが直面する課題を踏まえ、より強じんで持続可能なシステムの構築が必要であることを認識し、気候変動、生物多様性の損失、砂漠化及び汚染は、農業・漁業・養殖業の生産性、食料安全保障、グローバルヘルス、特に脆弱な状況に置かれている人々の生計に重大なリスクをもたらしていることに留意する。このような観点から、「四機関によるワンヘルス共同行動計画」に基づくワンヘルスアプローチの重要性を認識する。
35. 干ばつ、洪水、その他の異常気象、新たな疾病、そして緩やかに進行する影響などの不確実性に直面する中で、気候変動への強じん性を高めることは、農業・食料システムの持続可能性を確保するために不可欠である。そのため我々は、気候変動の緩和と適応において農業が果たす役割を高めうる、革新的で持続可能かつ適応的な手法の導入を奨励する。
36. さらに、農業の持続可能性に対して「万能の解決策」は存在しないことを認識しつつ、これらの手法は、成果重視で、特定の地域、作物、社会経済的な状況に応じて調整されるべきである。我々は、農業と生物多様性の保全の双方に利益をもたらすアプローチが、食料安全保障と持続可能で生産的かつ強じんな農業にとっての長期的な戦略を構築するために不可欠であることを認識する。このような観点から、我々は、パリ協定の完全かつ効果的な実施を強化することにより、気候変動に対処するための揺るぎないコミットメントを再確認する。
37. 我々は、気候レジリエンスを支える上で、種子バンク、遺伝資源バンク、遺伝資源の交換が果たす重要な役割を認識し、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、そして遺伝資源及びそれに関連する伝統的・先住民の知識の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分において、知的財産権に十分配慮しながら、関連する国際的義務に則り、国際協力の強化を目指す。我々は、科学的根拠に基づくアプローチの必要性を改めて強調し、気候変動や生物多様性の損失による影響を最小限に抑え、レジリエンスを高めるために、自然を活用した解決策の利用を支持する。
38. 我々は、気候変動と紛争という複合的な圧力が、特に不安定な環境下においては、農業・食

料システムで働いている若者、女性、小規模農業者及び家族農業者、零細漁業者、先住民、ローカルコミュニティ等、脆弱な状況に置かれている人々に不均衡な影響を及ぼしていることを認識し、支援の提供と移行的なアプローチを可能にすることが急務であることを強調する。

39. 農業者が革新的で持続可能かつ適応的な手法を導入する上で、気候変動の課題が不均衡な影響を及ぼしていることを認識し、我々は、農業、漁業、養殖業セクター、特に小規模生産者、零細農業事業者、家族農業者及び脆弱な状況に置かれた人々に対する、民間及び公的資金への容易なアクセスの重要性を強調する。
40. 我々は、官民双方を集約する既存の国内外の資金調達メカニズムを活用するために、G20 メンバー間の協調的な取組とパートナーシップを促進する。また、気候スマート農業の自発的な導入と拡大において、途上国がこれらのメカニズムにアクセスできることを確保し、能力強化を支援する。
41. 更に我々は、強じんな食料システムを構築するために、作物を多様化する戦略が喫緊の課題であることを改めて認識する。気候変動の文脈において、食料安全保障と栄養の改善に大きな可能性を秘めた伝統的及び先住民の品種への責任ある投資を、可能な限り強化するよう努める。G20MAHARISHI イニシアティブの精神に則り、我々は、気候レジリエントな先住民及び伝統的作物の研究開発（R&D）を支援し、特に栄養価の高い品種については、必要に応じて、関連する伝統的知識から生じる利益の公正な配分を確保しつつ、地元及び地域の食料システムへの統合を促進する。我々は、単一作物への過度な依存が構造的な農業の脆弱性を生む可能性があることを認識しつつ、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」に基づく義務に沿って、農民の種子に対する権利の保護を支持する。我々はまた、気候変動関連の研究、データ、技術に関する G20 メンバー間の自発的かつ相互に合意された条件での交換を促進するための協調的な取組の必要性を認識する。
42. 農業の拡大が森林減少や生態系の喪失に寄与していることに留意し、我々は、森林減少・森林劣化を食い止め、回復させるために、持続可能な農業への移行を支援することの重要性に同意する。
43. 持続可能な水産生態系もまた、沿岸・河岸部の強じん性、漁業資源やその他の水産資源の回復、そして漁業・養殖業セクターの福祉に大きく貢献している。そのため我々は、FAO の「ブルー・トランスフォーメーション・ロードマップ」を認識し、地域の漁業資源管理において、最良の科学的知見と自然を活用した解決策に基づく、効果的な生態系ベースのアプローチを積極的に支援することにコミットする。また、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の根絶を含む、水産生物多様性の、透明性があり、適応的で、公平かつ持続可能で科学的根拠に基づいた管理が、漁業セクターにとって不可欠であることを認識する。我々はまた、世界の漁業資源の保全と持続可能性、そして脆弱な状況に置かれた人々の社会経済的福祉へのコミットメントを再確認する。
44. 南アフリカ議長国の下、「連帯、平等、持続可能性」というテーマと、ウブントゥの哲学に導かれ、我々は、農業、漁業、養殖業と食料システムが直面している差し迫った課題に対処するために協働し、すべての人々のために食料安全保障、栄養及び持続可能な開発が実現する未来を創ることを約束する。そのため我々は、第 14 回 G20 首席農業研究者会議（G20 MACS）コ

コミュニケを認識・支持する。このコミュニケは、科学的根拠に基づく持続可能で革新的な解決策の理解と採用を促進するとともに、農業・食料システムの持続可能な変革を支援するため、政策決定者に対して適時かつ適切な助言を提供することを目指している。更に、変化し続ける世界情勢への適応力を高めた農業、漁業、養殖業及び食料システムの持続可能性と強じん性のために、優良事例の共有と協力の強化を求める。この目的のため、我々は、世界的な研究の優先課題と目標を特定するという MACS 本来の目的を強化し、AWG に科学的事項に関する助言を提供するために MACS を活用しつつ、G20 MACS と農業を所管する G20 農業大臣とのより緊密な連携を求める。

45. 我々は、本宣言で示された 4 つの優先事項を推進するというコミットメントを再確認する。食料安全保障と栄養の改善に向けた包摂的な市場参加を促進する政策や投資の推進、農業・食料システムにおける若者と女性の能力強化、イノベーションと自発的かつ相互に合意された条件での技術移転の促進、並びに持続可能な農業生産のための気候レジリエンスの構築を通じて、我々は、農業・食料システムを、より持続可能で、包摂的かつ公平で、栄養価が高く、生産的で、強じんなものへと変革することができる。
46. 我々は、これらの目標を達成するためには、G20 メンバー、関係する国際機関、その他のステークホルダーの間での協調した行動、協力、そして責任の共有が必要であることを認識する。意義深く効果的な実施を確保するため、我々は、農業・食料システム全体にわたり、若者や女性を含む、幅広い関係者による社会的対話と積極的な参加の促進の重要性を強調する。

パート 4

47. 我々は、より強固な世界の食料安全保障と持続可能な農業に向けた一歩として、「G20 農業大臣成果文書及び議長サマリー」を歓迎する。我々は、アフリカの声が届くことを確保しつつ、公正な貿易の促進、小規模農業者の支援、気候スマートで強じんな食料システムの推進に向けて、パートナーと協力して取り組むことにコミットする。
48. 最後に、2025 年に G20 農業作業部会（AWG）を主導した南アフリカに、心から感謝する。南アフリカ西ケープ州ケープタウンでの議論を締めくくるにあたり、我々は、2026 年の議長国アメリカ合衆国に期待する。